



複写無効

三好市環第352号

2024年3月1日

一般廃棄物処理業許可証

住 所 香川県観音寺市大野原町福田原241番地1

氏 名 株式会社パブリック

代表取締役 三野 輝男 殿

三好市長 高 井 美 穂



2024年2月6日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、次のとおり許可します。

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 営業所の所在地及び名称 | 所在地 徳島県三好郡東みよし町昼間字谷288番地1<br>名 称 株式会社パブリック 三好営業所 |
| 2 取扱廃棄物の種類    | 事業系一般廃棄物、家庭ごみのうち一時多量ごみ                           |
| 3 収集運搬及び処分の別  | 収集、運搬  |
| 4 許可期限        | 自 2024年 4月 1日<br>至 2026年 3月31日                   |
| 5 許可車両台数      | 4台   |
| 6 作業区域        | 三好市全域  |
| 7 許可条件        | 別紙参照   |

## 一般廃棄物収集運搬業の許可条件

### (法令上の責任)

- 1 一般廃棄物(ごみ)処理業許可業者(以下「業者」という。)は、一般廃棄物(以下「廃棄物」という。)の収集運搬を行うにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令及び三好市一般廃棄物処理業の許可手続に関する規則の規定を守り、かつ本市の廃棄物処理方針に従わなければならない。

### (廃棄物の種類)

- 2 収集運搬する廃棄物は、本市の計画区域内の事業所における事業活動から発生し排出されるものでなければならない。また、取扱廃棄物の種類、積替保管の有無、作業区域、収集対象事業所等を指定して許可を受けた者にあつては、当該指定に係るもの以外の廃棄物を収集運搬してはならない。
- 3 計画区域外の廃棄物を計画区域内に搬入してはならない。また、計画区域内の廃棄物を計画区域外へ搬出してはならない。
- 4 廃棄物は市長に提出した作業計画に基づき、収集運搬することを原則とする。

### (業務履行の原則)

- 5 業者は、許可業務の遂行にあつては、この許可条件を遵守しなければならない。

### (業務専念の義務)

- 6 許可業務の遂行にあつては、誠意を持って、自らこれに専念しなければならない。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

- 7 業者は、理由の如何を問わず第三者に対し許可業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請負わせ、又は許可に基づいて生じる一切の権利義務を譲渡してはならない。

### (作業態度)

- 8 許可業務に従事する者は、服装、言動等に注意し、利用者に対しては親切でいねいを旨とし、市民から不快感を招かないようにしなければならない。

### (登録車両等)

- 9 許可を受けた車両等(以下「登録車両」という。)以外による廃棄物の収集運搬を行ってはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたものについてはこの限りではない。

### (施設の整備等)

- 10 施設及び収集運搬に使用する登録車両は、常に整備し、清潔に保持しなければならない。
- 11 登録車両は、法令による点検、整備を遵守し、運行にあつては、道路交通法等に基づき安全運転に努めなければならない。

### (廃棄物の収集運搬)

- 12 収集運搬時においては、廃棄物の飛散落下、及び流出、並びに悪臭を防止するため適正かつ完全に

被覆しなければならない。また、悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じなければならない。

- 13 収集作業時等において、廃棄物の飛散及び汚水の流出等により、その経路を汚したときは、速やかに清掃しなければならない。

(処分施設への搬入)

- 14 みよし広域連合清掃センター（以下「清掃センター」という。）への搬入にあたっては、あらかじめ施設使用許可を受けるとともに、業者（業者の従業員を含む。）は清掃センター職員の搬入指示に従い、使用許可証記載事項を遵守しなければならない。

- 15 清掃センターで処理できない適正処理困難物及び産業廃棄物は収集運搬、搬入してはならない。

(排出指導)

- 16 収集対象事業所に対しては、廃棄物の種類に応じた分別排出等について啓発するとともに、その徹底を図らなければならない。

(金品等の請求禁止)

- 17 業者（業者の従業員を含む。）は許可業務の実施に関し、いかなる名目であっても利用者に対し、料金以外の金品を要求してはならない。

(賠償責任)

- 18 業者の責に帰すべき行為により他に損害を与えたときは、業者が直接賠償責任を負うものとする。

(許可の取消し等)

- 19 市長は、次の各号の一に該当する行為があったときは、許可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。

- (1) この許可条件を履行しないとき。
- (2) 破産の宣告を受けたとき。
- (3) 業者（業者の従業員を含む。）が市長の指導及び指示に従わないとき。
- (4) 不信行為等により市長が不相当と認めたとき。
- (5) 計画区域外から本市に一般廃棄物を搬入し、処分したとき。
- (6) その他本市において不都合と認められる行為があったとき。

制度の改正その他市長が必要と認めたときは、この許可を取り消すことができる。

(疑義発生時)

- 20 この許可条件中疑義を生じたとき、又は明示のない事項については、すべて本市の解釈によるものとする。

(効力の発生)

- 21 この許可条件は、許可の日から効力が発生する。